

2013年11月11日

緊 急 声 明

協同組合日本脚本家連盟
理事長 中 島 丈 博

『特定秘密の保護に関する法律案』（特定秘密保護法案）が、去る10月25日に閣議決定され、11月7日より衆議院本会議で審議が始まりました。

しかしながら、具体性を欠いた議論に終始する審議や、国民の知る権利や表現の自由について心胆を凍らせるような主権者を軽んじた暴論が堂々となされ、国家の名の下、法案成立に突き進むかの如き展開は、とうてい看過できない状況です。よって、ここに緊急声明を発表する必要に立ち至った次第です。

私たち脚本家は、その創作活動において、行政機関に取材することが必要不可欠である場合が少なくありません。

『この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害することがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。』（第21条1項）、また『出版又は報道の業務に従事する取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とする。』（第21条2項）との規定はあるものの、『国民の知る権利の保障に資する』とか、『専ら公益を図る目的』とか『著しく不当な方法』とか、極めて抽象的曖昧な規定により、主観的な判断に基づく恣意的な解釈が可能であり、報道及び取材の自由が担保される保障はどこにもないと言わざるを得ません。

防衛省、外務省、警察庁等が扱う40万件もの特定秘密の指定は、その指定の際に有識者が統一基準を示すとされてはいますが、飽くまでも基準に過ぎず、国会や司法のチェック機能も働かないとなれば、三権分立の原則は損なわれ、我が国の民主主義が崩壊の危機に瀕するのは必定です。

特定秘密を漏えいした者には最高懲役10年の刑罰、取材等の取得行為、及びそれらの未遂、共謀、教唆、扇動も処罰対象となるとの厳罰規定は、行政機関をして秘密に値しないものでも隠したいものは何でも隠すという事態を招きかねず、当然のように取材する側にも萎縮が生じ、私たちにとっては自由な創作活動が著しく制限されることとなります。

この法案は、表現の自由を制限するばかりではなく、国家による情報の統制をも可能とする時代錯誤的な欠陥法案であり、切迫した危機感および脅威を抱かざるを得ません。

よって、協同組合日本脚本家連盟は、今国会での、『特定秘密保護法案』の廃案を強く真摯に求めます。